

## 説明会後の質問への回答

### Q 1

投票用紙等の請求様式（請求書、請求内訳書）の Word・Excel データはありますか。

A 申し訳ございませんが、請求書及び請求内訳書については Word・Excel で作成しておりませんので、各施設に送付した様式及び HP に掲載の PDF データをご利用ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/senkan/huzaisha/4-chiji-huzaishashiryou.html>

### Q 2

成年後見人から投票用紙等を請求することはできますか。

A よくある質問集Q 8にあるとおり、選挙人の投票意思を確認できる場合のみ、投票用紙等が請求できます。本人の投票意思の確認が無いまま、請求を行わないようにしてください。

### Q 3

指定施設内で投票用紙等を請求したが投票せずに退院又は棄権し、その後、選挙期日当日に投票所へ行って投票することは可能ですか。

A 可能ですが、よくある質問集Q 15にあるとおり、投票用紙等の請求後、事情が変わって選挙期日当日に投票ができるようになった場合は、当該選挙人の住所地の市区町村選管に連絡の上、指示を受けるようにしてください。